

## 鶴ヶ島市犯罪被害者等に対する見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴ヶ島市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第3号）第8条に規定する犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、市の住民基本台帳に記載されている者その他これに類する者として市長が認める者をいう。
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為であって、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知した事実を警察への照会等により市長が確認できるものをいう。
- (3) 重傷病 法第2条第5項に規定する重傷病をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時

に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民である者（以下「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次のいずれかに該当する者であって、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ（鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年告示第40号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にある者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組同様の事情にあった者及びファミリーシップ（パートナーシップ要綱第2条第3号に規定するファミリーシップをいう。以下同じ。）の関係にある者を含む。以下同じ。）であって、当該死亡被害者の収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞

金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは重傷病被害者（18歳未満である者を除く。以下この条において同じ。）又は第1順位遺族（18歳以上であった者で、第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき（当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪行為が行われた時に死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族が監護していた18歳未満の遺族がいる場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップの関係にある者を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ 3親等内の親族（ファミリーシップの関係にある者を含み、ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 当該犯罪行為による被害について、死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 暴力団員（鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）若しくはこれらの者と不適切な関係を有する者で

あり、又はあったこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又は当該加害者の親族その他の当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 様式第1号の鶴ヶ島市遺族見舞金支給申請書及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ 犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

エ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認することができる書類

オ 申請者が死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

カ 申請者が死亡被害者の死亡の当時パートナーシップ又はファミリーシップの関係にあったときは、その事実を証明する書類

キ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

ク 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ケ 第1順位遺族が2人以上あるときは、様式第2号の鶴ヶ島市遺族見舞金代表者選任届

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 様式第3号の鶴ヶ島市重傷病見舞金支給申請書及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第8条 見舞金の支給申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、様式第4号の鶴ヶ島市見舞金支給（不支給）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(見舞金に係る調査等)

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の受給者、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消した時は、様式第5号の鶴

ヶ島市見舞金支給決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(見舞金の支給の調整)

第13条 市長は、申請者が他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているときは、その見舞金の額を減じて得た額を支給するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る見舞金の支給について適用する。